

令和2年度 防災教育コーディネーター研修会（令和2年6月17日開催）②

【講義及び演習「学校安全計画と危機管理マニュアル」】

大分県教育庁学校安全・安心支援課 副主幹 井上 哲一
指導主事 伊藤 綾

◎防災教育コーディネーターの役割◎

防災教育コーディネーター＝学校安全の中核教員

「学校防災」「学校安全」について中心で行うが、決してコーディネーターひとりが全て行うわけではない！！他の教職員や地域、関係機関などに呼びかけをしてつなぐ役割。コーディネーター以外の教職員の協力が不可欠。

「学校安全計画」

学校保健安全法第27条により作成

・安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを関連させ、統合し、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画。

「危機管理マニュアル（危険等発生時対処要領）」

学校保健安全法第29条により作成

・児童生徒等の確保を図るため、学校の実情に応じて、危険等発生時に当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めたもの。

教職員が理解しておく
必要がある

安全点検・防災訓練の
時期や内容を安全教育
と関連づける

学校教育活動全体を通
じた計画的な指導
各教科・総合的な学習の
時間など

安全教育と安全管理と
の関連
学校や周辺の安全点検の結
果を安全教育の指導に反映
させることにより事故や災
害の防止につなげる

事前（予防する）、発生時（命を守る）、事後（復旧・
復興する）の三段階の危機管理を想定
児童生徒等の生命や身体を守る方策について検討

各学校の実情に応じて（立地環境、ハザードマップ、
校種等）危険を明確にする

「事前防災」の重要性

東日本大震災での大川小学校津波被害の高裁判決

「事前防災」に過失があったとして賠償を命じた。

・既存のハザードマップにとらわれず、立地環境に
応じて児童生徒を安全に避難させられるマニ
ュアル、避難計画の整備

→危機管理マニュアルは現場（学校の立地や避難場
所等）を十分に確認、不備がないか点検、定期的
に見直し、マニュアルに基づいた訓練などが重要

・校長らは「地域住民よりはるかに高いレベルの知
識と経験が求められる

≪津波ハザードマップ≫浸水想定区域外だから安
全？すぐ近くまで浸水想定区域があるから心配？

≪立地条件≫川の河口から約4km上流の右岸側、土砂
が堆積した柱石平野…標高が低く、水害・津波のリス
クがある 等を確認して対応を考える必要がある。

学校安全計画に適切かつ確実に位置づける必要がある

○教科等における安全教育（防災教育）○

≪小学校学習指導要領より≫

（例）（理科「土地のつくりと変化」生活科「通学路
の様子や安全」等）

≪中学校学習指導要領より≫

（例）（社会「地理的分野：日本の様々な地域」家庭
「住居の機能と安全な住まい方」社会「地理的分
野：日本の様々な地域」等）

≪高等学校学習指導要領より≫

（例）（理科「地学基礎：変動する地球」地理歴史「地理
総合：自然環境と防災」保健体育「保健：応急対応」等）

リスクや状況を想像して見直しや点検を！

- ・全教職員の役割分担を明確にし、共通理解を図る。
- ・家庭、地域、関係機関と連携して児童生徒等の安全を確保する体制を整備する。